

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 14 項の規定により公表する。

令和 5 年 4 月 26 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 とも子

上越市監査委員 山 田 忠 晴

記

第 1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

## ○定期監査

【令和5年3月29日付け上監委第100002号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>○老人保護措置費等</p> <p>千寿園及びケアハウス上越の指定管理業務の令和3年度の収支実績について、指定管理者からの月例報告と年間の実績報告で、利用料金収入や修繕費の額が異なっており、また、実績報告で収入に計上されていたその他収入について、指定管理者は補助金のほか寄附金収入等を計上していたが、所管課では、議会資料（事業別決算説明）において補助金のみを計上し、それ以外の収入をその他収入に含めていなかった。</p> <p>以上は、指定管理者からの報告内容を十分確認しなかったことや収入についての誤認があったことによるものであるが、決算額は、次回指定更新時の指定管理委託料算定において影響することも踏まえ、月例報告や実績報告の内容を厳正に確認し、疑義がある場合は精査した上で、決算額を把握するとともに、正確に報告するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>○改善・対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者に記載内容を十分確認の上、遺漏のないよう対応することを文書で指導を行った。また、月例報告の際は、実績が確認できる資料の添付を依頼した。 【実施日：令和5年3月24日】</li> <li>・当課作成の議会資料には、寄付金収入等を含めた金額で議会資料に登載する。【実施日：令和5年3月31日】</li> </ul>
	<p>○再発防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例報告と実績報告を複数人で突合して確認し、差異がある場合は、指定管理者に確認する。 【実施日：令和5年3月31日】</li> </ul>